

Ⅲ

自治体の条例等の概況

- 01 自治体の条例の分析
- 02 都道府県・政令市の公文書館設置の状況

内閣府主催
R5公文書管理フォーラム資料より

01 自治体の条例の分析

2022年11月時点で条例制定済みの15都道府県と、2019年以降に条例を制定した13の市区町村をピックアップし、公文書管理法と比較する形で条例の構造を整理した。

【公文書管理法第1章：総則】

- 目的規定や行政文書の定義は全ての自治体で規定あり。
- 公文書館の設置や定義については、別条例としている例もある。
- 実施機関については、議会、行政委員会や地方独法を含めて、実情に応じて規定されている。
- 行政文書の定義から文書の作成補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を除外する、歴史公文書を重要公文書と言い換えるといった特色も見られた。

【公文書管理法第2章：行政文書の管理】

- 作成、整理、保存などのプロセスは全ての自治体で規定あり。
- 集中管理についての規定は有無にばらつきあり。
- 現用文書の管理状況の報告、公表について規定がないものもある。

【公文書管理法第3章：法人文書の管理】

- 地方独法を実施機関に含めている自治体では別途規定を設ける必要がないが、実施機関とは別にしている都道府県では法人文書の定義などととも規定がある。
- 公社や指定管理者、出資法人の規定については有無にばらつきがある。

【公文書管理法第4章：歴史公文書等の保存、利用等】

- ほとんどの自治体で法律に準じた保存及び利用のプロセスを規定。
- 利用に係る審査請求については、情報公開審査会に諮問することとしている都道府県もある。
- 利用の促進や、移管元行政機関等による利用の特例に当たる規定については、有無にばらつきがあった。

16

【公文書管理法第5章：公文書管理委員会】

- 別条例で情報公開、個人情報保護に関する合議体と兼ねて設置しているところもある。

【その他】

- 改ざん（決裁修正）の禁止、情報システムの利用、体制整備等については、規定の有無にばらつきがあり、特色のある規定と言える。
- その他、実情に応じて出資法人の文書管理に関する規定や首長による資料の提出若しくは報告の求め、助言に関する規定、を有する自治体もあった。

17

02 都道府県・政令市の公文書館設置の状況

○ **2023年2月時点で、都道府県における歴史公文書を保管する施設の状況は次のとおり。**

- ・ 単独の施設として設置 14
- ・ 他の施設内に設置・併設 24
- ・ 他施設と一体 6
- ・ 未設置 3

○ **2023年2月時点で、歴史公文書を保管する施設を未設置の3都道府県、8政令市の状況**（歴史公文書の永久保存のルール、保存方法や利用のルール、設置に向けた検討状況）**を2023年3月開催の第100回公文書管理委員会等に報告。**